

# 防災マニュアル (保護者用)

府中市立府中第三小学校

令和元年11月改訂版

## 1, 保護者の方に知っていただきたいこと

- ① このマニュアルは、災害時または災害が予想される場合に適用されます。しかし、場合によっては学校の対応がマニュアル通りに行われなくても想定されます。本マニュアルは、基本的な対応であるということをご理解いただき、保護者の皆様の普段からの災害への備え、また災害における自主的な判断をお願いいたします。
- ② 「防災マニュアル」の中で一番重要なことは【連絡】です。しかしながら、緊急時において、配信されます電子メールの配信不能、電話回線の不通、気象状況の急変などの事態も予測されます。ご家庭でも災害状況から判断される適切な対処を親子で話し合ってください。最も大切な「子どもの命を守る」ということを考えての対応をお願いいたします。緊急時の本マニュアルが有効に運用されるためには、全保護者の皆様の協力が不可欠です。
- ③ 住居形態によって、下校後の児童の対応が異なります。一戸建ての住宅の場合は、近隣の住民との連携、集合住宅の場合、オートロック式の入り口の問題等も含め、保護者不在の家庭の児童の安全をどのように図っていくか、地区理事会で、防災対策について話し合い、決定事項に関しては周知徹底をよろしく願います。
- ④ 災害はいつ起きてもおかしくありません。  
《お子様が登下校中の場合》  
ア、建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所に避難するように、日頃から注意を促しておきましょう。  
イ、登校中、下校中は児童自らの判断が必要となります。
  - 安全に気をつけて、登下校する。
  - 災害が起きた時、安全な場所（公園、集会場等）に一時避難し、近隣の大人の指示を求める。  
《お子様が家庭にいる場合》  
ア、自宅待機等の場合には、外出をしない、火を使わない等の安全対策ルールを守らせてください。
- ⑤ 家庭内で防災に関する話し合いをしましょう。  
ア、仕事を常勤されている保護者の場合、低学年（1年～3年）は学童保育及び放課後子ども教室との連携を密にしてください。学童保育と小学校は管轄が違いますので、学校に学童保育の対応を問い合わせてもわかりません。学童保育の方へ連絡、確認をお願いします。  
イ、学童に通っていない児童、高学年の児童の保護者が災害時不在の場合、地域内、保護者間で児童の安全を確保できるように普段から話し合っておいてください。  
ウ、家庭内で、家具の転倒防止、家の中に安全スペース（落下物や倒壊物がない場

所)をつくるなどして防災対策を徹底してください。

エ、児童が下校した時に保護者が不在の場合、不安になってしまいます。普段から行き先を書いたメモを残すなど、不在の場合の家庭内での対応策を話し合ってください。保護者の居場所は常にお子様に伝えておいてください。

- ⑤ 電子メール「三小メール連絡網」に登録をお願いします。

緊急時には、学校の体制、保護者へのお迎えのお願いなどを電子メールで流すことになります。できる限り、電子メールへの登録をお願いします。また、メールアドレスを変更したり、電子メールが受信できなくなった場合は、速やかに「地域見守りネットワーク協議会」までご連絡ください。

平成26年4月より、毎月10日の午前10時に「地域見守りネットワーク協議会」より登録された全てのメールアドレスに「テストメール」が配信されます。

連絡先 [sin@rpna.or.jp](mailto:sin@rpna.or.jp) 件名：「三小メール連絡網新規登録」

本文：①学校名②学年・クラス③お子様の名前④登録するアドレス（4件まで）

**「三小メール連絡網」の登録をしない、または電子メールを受け取れないご家庭におかれましては、地区理事さんと話し合っ、必ずどなたからか、電話連絡等を受けられるように事前に調整をお願いします。**

「特別警報」が発表されたら・・・

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。

気象庁は、これまで大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれのある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらした「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。

特別警報が出た地域は、数十年に一度しかないような非常に危険な状態にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

※登校前・下校後に特別警報が発令された場合・・・家庭での対応をお願いします。

※在校中に特別警報が発令された場合・・・学校で対応します。基本的には、解除されるまで、学校でお子様をお預かりします。

家庭の中でできる防災活動はいろいろあります。地域の防災訓練に親子で参加するなど、家庭内で防災意識を高めてください。災害によっては学校が安全地域でない事態もあります。学校の判断・決定をご理解いただいた上で、家庭・地域で話し合いをしてください。

学校と協力し合い、児童全員の安全を守っていきましょう。

## 2, 災害時の学校の対応

### (1) 府中市に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合

登校時に関わること・・・登校に関して、三小メールで連絡します。下記事項の確認をして、対応をお願いします。

- ① 午前7時現在で、「府中市」に「特別警報」及び「暴風警報」が発令されている場合は、休校となります。
- ② 午前7時の時点で警報が解除されたときは、平常授業を行います。（前日に登校時刻の連絡が入っているときはその時刻に登校）
- ③ 午前7時以降に発令されたときは、以下の通りとします。
  - ・登校前・・・自宅待機
  - ・登校中・・・そのまま登校
  - ・在校中・・・校内待機か下校（下校は状況に応じて集団下校または引き渡し下校）

### (2) 府中市に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合 状況に応じて平常授業以外の対応をする場合、三小メール・学校ホームページで連絡します。

### (3) 下校時に関わること（随時、三小メール等で連絡します。）

- ① 下校時に特別警報または暴風警報が発令されている場合には、児童を学校に待機させます。特別警報及び暴風警報がいつまでも解除されない場合の対応（保護者のき取り等）につきましても、随時、発信します。
- ② 下校時に特別警報または暴風警報が解除されている場合でも、台風の予想進路や速度などの状況が急変し、児童の帰宅が危険と判断した場合、また大雨等の影響による道路の冠水により、車道・側断溝との区別がつきにくいなど、安全に歩けない状況にある時には、学校待機となります。その場合には、引き取りをお願いすることもあります。また、安全に歩いて帰ることができると判断した場合には、一斉集団下校を実施します。その場合も連絡します。
- ③ 状況によっては、下校時刻を早めたり遅らせたりすることもあります。その場合にも、随時連絡をします。

### (4) 翌日に関わること

児童が登校している場合は、文書にて翌日の対応についてお知らせします。休校の場合は、電子メールで連絡します。

※テレビ・ラジオ、「気象庁」のホームページ

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

で「府中市」の警報・注意報の発令を確認してください。

#### (5) 警戒宣言が発令された場合

国で定められた大規模地震対策措置法の判定会議後、東京地方も準警戒地区に指定されます。本校におきましても、警戒宣言が発令された場合には、確実に児童を保護者に引き渡すことができるように、以下の対応についてご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 警戒宣言は、市役所からのサイレン（3回連呼）や消防車、パトカーのサイレンなどで伝えられるほか、テレビ・ラジオ等でも放送されますので、日頃から注意してください。なお、学校からは、警戒宣言の発令に関する連絡は行いません。
- ② 登校前に発令された場合には、そのまま自宅待機になります。
- ③ 児童が在校中に警戒宣言が発令された場合には、原則として授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業になります。発令直後に保護者への引き渡しを行いますので、お子様を引き取りにご来校ください。
- ④ 児童を引き渡す際には、学校に保管している「災害発生時における引き渡しカード」をもとに、保護者またはカードに記入されている代理人の方に、帰宅先を確認してから、児童を引き渡します。

※引き取りのない児童については、引き取りの方が来られるまで、学校で保護します。

- ⑤ 警戒宣言解除につきましても、テレビ・ラジオ、市の広報等によって情報を得るようになしてください。解除後の授業再開の時期については、下記の通りです。

○午前6時現在で解除されている場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平常通りの授業

○午前6時以降に解除された場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・当日休校とする。

(6) 府中市で大規模の地震（震度5弱以上）が発生した場合

① 児童が在籍していた場合

ア、原則として、特別警報発令中は学校待機、帰宅可能な場合には、保護者への引き渡しとなります。三小メール、ホームページ等により連絡します。

イ、保護者が引き取りに来るまで、学校で責任をもってお子様を保護いたします。

② 児童が校外（遠足等）にいた場合（基本的に1と同じです）

ア、児童の安否を確認後、学校から災害伝言ダイヤル171、電子メール、ホームページ等の連絡により、児童の状況と対応方法等についてお知らせいたします。

（電話は不通になることも予測されます）。

③ 帰校が可能な状況であれば、帰校し、保護者への引き渡しを実施します。帰校できない状況（交通網遮断等々）の場合には、現地の災害対策本部等の指示を受け、その時点での適正な対応を考え、実施します（電話回線が使用可能な場合には、災害伝言ダイヤル171や電子メール、ホームページ等でお知らせします。帰校が困難な場合には、現地まで迎えにきていただくこともあります）。

※ 児童が登下校中の場合

日頃より、登下校中に大地震が発生した場合のお子様の対応について、ご家庭で話し合い、徹底しておいてください。

（例）各家庭の地理的条件や交通状況等を勘案して、地震発生状況に応じて判断できるようにしておく。

・学校に行く ・家庭に戻る ・近隣の〇〇への避難 ・その他